車体の形状	構造要件	留意事項
患者輸送車	医療機関等において医療等の提供を受ける者(以下	・患者等の輸送の
	「患者等」という。)を輸送する自動車であって、次の	用に供する寝台
	各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。 なお、特種な目的に使用するための床面積を算定する	又は担架等は、 乗車定員を算定
	なわ、特種ならりに使用するための外面積を昇足する ための設備には、寝台又は担架の他、患者等1人につき	本単足貝を昇足 するものとす
	介護人1人までの乗車設備を含めることができる。この	
	場合における介護人の乗車設備は、1の設備の近くに設	・折りたたみ式座
	けられていること。	席等を設けてい
	また、用途区分通達4-1(3)の規定は、本車体の形	る場所に設けら
	状には適用しないものとする。	れた担架の固定
	1 車室には、患者等の輸送のための専用の寝台又は担	装置は、特種な
	架及び当該担架を固定するための設備を有すること。	目的に使用する
	2 寝台又は担架の就寝部の上面は連続した平面であ	ための床面積を
	り、クッション材等により走行中の路面等からの衝撃	算定するための
	が緩和されるものであること。 3 寝台及び担架の固定場所は、乗車設備の座席と兼用	設備に含まない ものとする。
	○ その及び担果の固定場所は、米里設備の座席と飛用 でないこと。	ものこりる。
	てないこと。 4 寝台又は担架の就寝部の寸法は、患者等1人につき	
	長さ1.8m以上、幅0.5m以上であり、かつ、就寝部の上	
	方は、寝台又は担架を固定した状態において、当該寝	
	台又は担架の上面から0.5m以上の空間を有すること。	
	5 寝台又は担架に患者等を載せた状態で、容易に乗降	
	できる適当な寸法を有する乗降口を当該自動車の右側	
	面以外の面に1ヶ所以上設けられていること。	
	6 物品積載設備を有していないこと。	